平成28年度（2016年度）NGO・外務省定期協議会

「第1回連携推進委員会」

議　事　録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成28年度（2016年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回連携推進委員会」
議事次第

日　時：平成28年7月20日（水）14:00～15:45
場　所：外務省南庁舎8階国際会議室893号室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項
（1）グローバルフェスタJAPAN2016開催告知及び出展要項について
（2）「草の根・人間の安全保障無償資金協力（GGP)」フォローアップ調査報告
（ミャンマー、コンゴ共和国・コンゴ民主共和国）

3. 協議事項
（1）NGOとODAの連携に関する中期計画フォローアップ

4. 閉会挨拶

○北川（外務省　国際協力局　民間援助連携室　首席事務官）

皆様、時間が参りましたので、本年度のNGO・外務省定期協議会「第1回連携推進委員会」を始めさせていただきます。

本日は、連携推進委員を務めておられます、私の隣にいらっしゃいます、山崎名古屋NGOセンター副理事長。そして、私、外務省国際協力局民間援助連携室首席事務官の北川、2名で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に3点、注意事項を申し上げます。

第1に、本日の議事録は逐語にて作成いたしまして、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

2番目に、発言される方は、最初に所属とお名前をおっしゃっていただいての発言をどうぞよろしくお願いいたします。

第3に、発言はできるだけ簡潔にお願いいたします。

本日は、外務省側からは山田国際協力局長の他、竹若審議官、牛尾参事官、2名のNGO担当大使が出席しております。

それでは、開会の挨拶ということで、外務省を代表いたしまして、山田国際協力局長から御挨拶をお願いいたします。

局長、お願いします。

○山田（外務省　国際協力局　局長）

国際協力局長の山田でございます。

本日は、平成28年度の「第1回連携推進委員会」に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。開催に当たりまして、外務省を代表しまして一言御挨拶申し上げます。

やはり今、我々の中で一番問題になっておりますのは安全対策の問題でございます。今月初めでございますが、バングラデシュのダッカにおいて武装集団の襲撃によって日本人7名を含む20名の方の尊い命が失われるという事件が発生しました。しかも、亡くなられた7名の日本人の方々は我々と同じ志を持つ同士でいらっしゃった。現地で動かれていたコンサルタント、ODA関係者でありました。この場を借りまして、改めて心から御冥福をお祈りしたいと思います。

また、その次の週には、今度は南スーダンの首都ジュバで、急激な治安の悪化を受けて、JICA関係者を初めとする在留邦人が国外退避するという事件が起こりました。その中にはNGOの関係者の方も含まれておりましたし、こうやって見ますと、ODA事業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあると思わざるを得ません。

さらに、ニースでのテロ、それから、トルコにおけるクーデターといったことが続いていて、各々は別々に起こった事件ではありますけれども、ただ、総じて言いますと、今、私どもが活動する国際環境、特に治安情勢は極めて厳しくなってきているという現実的な認識にしっかりと立たなければいけないと考えております。

こうした状況を踏まえまして、今般、外務省といたしましては、岸田外務大臣のもとに、

関係省庁やJICAの御参加も得て、また、有識者の方々、NGOの代表の方々の御参加も得て、国際協力事業安全対策会議を立ち上げました。ここにおいて、ODA事業関係者の皆様の安全対策の抜本的な見直しを図って、今後の体制整備についての検討を進めていきたいと考えております。既にNGOの代表の方々には御参加いただいておりますけれども、今後も意見交換や協議を重ねて、8月中には結論を出したいと考えております。

また、本日の委員会では、NGOとODAの連携に関する中期計画に関しまして、安全対策の問題も含めてですけれども、この1年間の進捗状況や成果について御報告するとともに、お互いの関心事項や今後の方向性について協議を行うことになっております。また、10月に開催されますグローバルフェスタの御案内、草の根・人間の安全保障無償資金協力事業のフォローアップ調査報告などがなされる予定です。

本日の委員会がNGOと外務省との協働、パートナーシップを進めていく上で有意義なものとなることを期待して、私の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

山田局長、どうもありがとうございました。

それでは、報告事項に入ってまいりたいと思います。

最初に「グローバルフェスタJAPAN2016開催告知及び出展要項について」で、外務省国際協力局政策課の豊田企画官から御発言をお願いいたします。

企画官、お願いします。

○豊田（外務省　国際協力局　政策課　企画官）

御紹介にあずかりました、国際協力局政策課の企画官をしております豊田です。私は先月着任しまして、一部の方には御挨拶しましたけれども、改めて御挨拶させていただきたいと思います。

私の担当の、外務省が毎年やっております、JANICさんとJICAさんと共催でやらせていただくグローバルフェスタJAPAN2016でございますけれども、今年は10月1日から2日、去年と同じく、お台場のセンタープロムナードでやりたいと思っております。今までは日比谷だったのですが、去年からお台場で、今年が2年目ということで、去年は2日間で10万人御来場されました。

今年度のテーマは、SDGｓ元年ということで「for the First Step　～新しい目標に向かって～」というテーマでやりたいと思います。

今、インターネットで既に募集をかけているのですけれども、NGOの方々に対しても、出展の希望者がございましたら、8月1日までホームページの詳細を読んでいただいて、ぜひブース、テントを張っていただいて、出展いただければと考えてございます。

もう一つ、これも例年やっておるのですが、外務省で写真展というものをやっておりまして、テーマは「“誰も取り残さない世界”を願ってleaving no one left behind」というテーマで、NGOの方々からも写真を募集しておりまして、これは正式な募集はまだ始まって

いないので、今週開始したいと思いますので、これもあわせてホームページに掲載する予定でございます。

優秀作品については外務省のブースで展示して、優秀作品以外も展示いたします。それに加えて、来年の2月あたりに例年開催しております、大阪のワン・ワールド・フェスティバルでも外務省ブースを設けて、出展された写真を展示したいと思っております。ぜひ皆さん、振るって御参加いただければと思います。

私からは以上でございます。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

グローバルフェスタに関して、NGO側から御発言がありましたら、どうぞお願いいたします。

特にないようです。

では、次に進みます。「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に関して、ミャンマーのフォローアップ調査報告をAMDA社会開発機構海外事業部の白幡利雄さんから御報告をお願いいたします。

●白幡（AMDA社会開発機構　海外事業部）

今、御紹介いただきました白幡です。「草の根・人間の安全保障無償資金協力」、ちょっと長いので、以後、GGPと申し上げます。このGGPのミャンマーでのフォローアップ調査を行ってきましたので、その報告を簡単にさせていただきます。

報告書の全文が今日、皆さんのお手元に配られていると思います。報告書本文と、添付の写真の部分に分かれています。ただ、長いので、今日は一番トップに7月20日という日付の入ったフォローアップ調査報告という1枚紙を用意しましたので、これに従って報告をさせていただきます。

まず「1. 調査期間」ですけれども、去年12月の初旬に、約1週間という短い時間でしたが、行って参りました。それで、報告書の提出期限は今年の2月19日に設定されていました。

「2. 調査員」ですが、私どもAMDA社会開発機構から3名の日本人で、岡山本部から私、それから、現地の駐在員。3名おるのですが、そのうちの2名が参加しました。外務省の開発協力総括課から2名。お名前のほうは報告書の本文の中に書いてありますので、後で御参照いただければと思います。また、現地の大使館から3名ということで、ただ、それぞれ総括課、大使館、ともに全日程の参加は1名ずつということで、あとは場所と日時に応じてそれぞれ入れかわるという形で参加させていただきました。

「3. 調査案件」ですが、ミャンマーは国土が日本の1.8倍と結構広いので、過去、案件数も多いということで、一応、全案件のリストを見つつ、この短い日程の中で実質、移動も入れてフィールド訪問に使える時間が4日間でしたので、その間に回れる範囲で、かつ案件の内容も少しバラエティーに富むようにということで選びました。結果、場所としてはミャンマーの北部、シャン州。少数民族が比較的卓越した地域として知られていますが、そのシャン州北部のラショー市内とその近郊です。あと、旧首都。実質、人口が一番卓越

しているヤンゴン市内とその近郊で、それぞれ5件と2件。内容としては教育、学校の建設、教室の増築とか、そういった教育案件が3件。そして、保健医療関係の案件が4件ということになりました。

最初に申し上げておきますと、個別の事業の評価については、それぞれ各国大使館のほうで個別に、日本のNGOであったり、別のコンサルタントであったり、評価等の依頼はされていると思います。この連携推進委員会のGGPフォローアップ調査ということに関しては、もう既に5年ほど経過していると思いますが、あくまでもこのスキームの改善、特に現地の市民社会組織、CSO、NGO等が活用、アプライできる貴重なリソースとしてのGGPに関して、そのスキームの改善を図るということがこの調査の目的であると理解していますので、それに従って、各個別の案件を見つつ、このスキーム全体の評価という視点で行っています。ですので、短い日程ではありますが、7案件と、少し件数も多く見つつ、それがきちんと現地の市民社会組織に活用されているのかどうか、あるいは活用しやすい制度になっているのかどうかという視点で評価、フォローアップ調査をさせていただきました。

その結果なのですが「4.所感と考察」というところで3点挙げさせていただいています。

1点、ミャンマーはご存知のとおり、政治的にも非常に軍政が長く続いていたということもありまして、日本のODAもその政治状況に応じて非常に大きな波があるという状況の中、まだ軍政が続いていましたが、1993年からこのGGPの供与は開始されています。その後、やはり直接、現地の市民社会組織に裨益できるスキームということで、急速に件数も増加していきまして、特に2011年にいわゆる民主化がされて、その翌年、2012年からODA関係の動きもかなり活発になり、GGPもさらにその翌年、2013年ごろから件数、金額ともに全体として大幅に拡大してきているという現状にあります。

そんな中、非常に充実した体制で現地の大使館がこのスキームに取り組んでおられて、今、書記官が1名担当していて、さらに草の根の委嘱員が邦人3人、現地のミャンマー人4人、合計7人も配置されていまして、常に300件程度の申請書が毎年、審査リストに載っているということで、かなりの量の案件がきちんと申請をされていて、それが審査に乗って、実際に契約実施という流れが行われていることが確認できました。私、実は以前、シャプラニールという別のNGOに在籍した時に、この同じスキームでスリランカの案件のフォローアップ調査もしたことがあったのですが、その時にいろいろ感じた問題点とか、改善すべきだなと思った点がことごとく改善されていて、非常にすばらしいなと思いました。

例えば申請書の受領も300件あったとして、ほぼ全てがミャンマー語で申請書がそのまま受け付けられているのです。英語に直さないと受け付けませんという国も以前は結構あったかと思うのですが、それがほぼ全ての申請書がミャンマー語で受け付けられているということ。そこに関して、NGOあるいはCSO側が苦労しなくていいという状況にありますし、このミャンマー人4人の委嘱員のうち2人は過去、エンジニアの、技術職としての経験も持っていて、実質的にハード案件が多い中、きちんと技術的な視点での審査も委嘱員レベルできちんとされているという意味で、非常に丁寧な対応がされているということがありま

した。

3点目ですが、経費、時間の節約のために、既に実施中の案件の中間・完了検査も全て行われていましたし、それから、原則2年以内となっていますが、大使館レベルでのフォローアップ調査も、毎年11月から4月というふうに期間も決めて、案件の事前調査とあわせて、過去の案件のフォローアップも含めて行う。つまり、結構広くて、移動も大変な国なので、効率的にちゃんと移動のスケジュールが組まれる。そのことで経費も削減できるという、効率的な実施体制が確立されているということがありました。これは非常に評価すべき状況だなと思いました。

これも報告書の、個別のヒアリング内容をずっと書いた部分があるのですが、冒頭に大使館での聞き取りの部分、箇条書きで「聞き取り内容」ということで書いていまして、その中にも挙げておきましたが、数年前に非常に書記官の方が当時、それまではなかなかうまくこういったスケジュール管理等ができていなかったものを、きちんとミャンマーの実情に合わせて効率的に業務が実施できるように、体制、システム全体を変えていったという話がありました。多分、その方の尽力も大きかったのだろうと思いますが、結果として現在、非常に効率的な実施体制が確立されているということは申し上げたいと思います。

その上で「5. 提言」ということで、3点挙げさせていただきました。

「(1) 案件の実施目的を明確化する」ということなのですが、本省と大使館との間でやりとりされている請訓表の中に「社会的背景・ニーズ」あるいは「裨益効果」ということを書く欄があるのですけれども、実はこの案件の目的を明記する欄がないのです。そうなりますと、その背景やニーズのところに、ニーズは大抵、複数のことが書かれています。もちろん、それぞれが満たされるということで、それ自体が目的であるという議論もあるかもしれませんが、やはり1つの事業には1つの目的と、一番大事にすべきことはこれなのだということが1つ欄としてあって、それを申請する側も審査する側も共有することで、最も、この案件が実施されることで期待される点と効果の発現との関係がより明確になるのではないかと思います。

実は去年の12月に、昨年度の連携推進委員会の2回目の会合の時の議事録の添付資料として、過去のフォローアップ調査で出された提言とそれの対応状況が一覧になったものがありまして、それの過去、カンボジアの案件でも同じような指摘があったことを確認しています。そのカンボジアでの指摘については、申請書及び請訓表においてプロジェクトの目標や裨益効果を明確に設定する必要があるという提言がされていたのですが、その請訓表の推移自体を私は追えていないのですけれども、恐らく裨益効果ということがきちんと書かれるようにはなっているものの、その目的という欄がない状況は変わりがないのかなと感じた次第です。

「(2) 多様なステークホルダーとの連携を促進する」ということで、例えばですが、今回、ミャンマーで教育案件、学校の増築、教室の増築なのですけれども、ミャンマーの場合はもちろん、公立学校もあるのですが、一方でそれだけでは足りないので、仏教国です

ので、僧侶が寺院単位で地域の寄附を集めて、学校を建設・運営する事例が非常にたくさんあるのです。

1件、こういったGGPの活用事例があったということを僧侶のネットワーク同士で聞いて、たまたまフォローアップや完了時の検査等に来た委嘱員に急いで会いに行って、うちも実は困っているのでこういう申請をしたいのだけれどもという相談をして、案件の実施につながったという事例が実際、今回訪問したところであったのですが、そういった多様なネットワークをきちんと活用する形で、このGGPが実施されていくということの効果は非常に大きいと思いますので、これはぜひ今後もそのまま推進していっていただければと思います。

(1) ともちょっとつながることなのですが「(3) 裨益効果の持続性と波及効果を高める」ということで、もちろん、僧侶のネットワークなども一つのステークホルダーの例ですけれども、やはりNGOやCBOがすべきこと、行政がすべきこと、僧侶がすべきこと、あるいは別の市民社会、市民がすべきこと。それぞれいろいろな役割分担が重層的に、かつ効果的に連携することで、より波及効果というものが高まっていく。

そのことで、やりっ放しではない持続性も非常に高まっていくことはもう自明なことですので、これについては我々、日本のNGOも、例えば私どもAMDA-MINDSも現地の事務所を持っていますし、こういうGGPについての知識もあるわけですから、地元のNGOや市民社会組織にも積極的に我々としても情報を共有しつつ、その活用を図っていく一助になっていったらいいなという意味で、いろいろなステークホルダーがそれぞれ情報を共有し合って連携していくことが大事だという意味で3点目を指摘させていただきました。

以上です。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

ありがとうございました。

引き続きまして、コンゴ共和国・コンゴ民主共和国のフォローアップ調査報告を、アフリカ地域開発市民の会代表理事の永岡宏昌さん、お願いいたします。

●永岡（アフリカ地域開発市民の会　代表理事・事業責任者）

こんにちは。御紹介にあずかりました永岡宏昌です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうは、2015年12月13日から23日まで、コンゴ民主共和国とコンゴ共和国の案件を調査いたしました。報告書の2ページ目のところに記載しております。

それから、開発協力総括課から2名の方が御同行していただきました。

この滞在期間に訪問した案件数ですが、コンゴ民主共和国で14の案件、それから、コンゴ共和国のほうで2案件、合計16案件を訪問いたしました。

まず、この報告の制約についてメンションさせていただきます。

今回、外務省のほうから案件採択の根拠書類である請訓表の写しをいただきまして、事前にレビューを行いましたが、その他の書類については特に見ることができなかったので、現場、事業地での実態と請訓表との比較ということになります。ですので、請訓表と見た

実態の事業との差につきましては、それが日本国大使館の同意を得た違いなのか、同意を得ていない違いなのかというのは確認できないことが非常に多うございましたので、差異の報告とさせていただきます。

このあたりにつきましては、本文の28ページの次に添付書類としてそれぞれの案件のメモをつけておりますので、そちらのほうでわかるかと思います。その後、写真資料が添付されているという構成になっております。

さらに制約といたしまして、この16案件のうち当事者へのインタビューがかなわなかった案件が3案件ございまして、これは3ページのほうに記載しておりますが、3つの案件につきましては、訪問はできたが、当事者のインタビューができなかったということで、合意を得て、報告からは除外するという手続をとっております。

これにつきましては、全般的に非常に多くの案件を積極的に大使館のほうから開示していただきまして、たくさんの案件を見ることができたということの裏返しといいますか、その中で時間が足りなかったり連絡がうまくつかなかったりということでインタビューができなかった件もあるという、両面があるということでございます。

それから、報告書の書き方としまして、言葉として「被供与団体」という言葉と「裨益団体」というものをそれぞれの案件で両方記載させていただいております。被供与団体は、この無償の贈与契約を締結した主体です。しかし一方、実際に締結した団体が直接の当事者として事業を運営するとは限りません。例えばNGOのように中間組織として受けて、当事者組織は別にあるケースもありますし、契約を受けたもとの団体が非常に大きな団体で、事業はその一部であるケースもありますので、供与団体とは区分して「裨益団体」という言葉でそれぞれの内容について記載しております。

視点としましては、草の根の人々がこの事業を通してどのように裨益しているのか。地域で生存にかかわる困難に直面している方々に、この案件がどのように裨益しているのかを聞き出したいということで、インタビューの中心に据えております。

また、案件につきましては、16案件は平成19年度の案件から現在まで完了していない進行中のものまで御紹介いただきましたので、非常にバラエティーがいろいろ富んでいるということで、現在裨益しているということもあれば、これがこのまま事業がうまく推移すれば十分に裨益するであろうというふうな視点で見ているものもございます。

全体をまとめますと、27ページになります。27ページのところで「まとめ」として所感並びに提言のようなものも若干させていただきます。

まず、報告案件の13件のうち、施設の建設にかかわるものが9件で、機材や中古車両の供与が中心になるものが4件でした。

そのうち、施設建設の9件については、施設に大きな瑕疵は見当たらないといいますか、非常にどの案件もしっかりできているということを確認いたしましたが、一方で全般的に土壌といいますか、建物の周りの土が流れているということで、将来的に基礎がもろくなるのではないかという心配のある案件が多々見られておりまして、それについては案件当

事者の方にも指摘をしておきましたし、ここで報告書の中でも残しております。

もう一つ、特徴的であったものが、2階建てに非常にこだわっているといいますか、例えば2案件については、申請書としては平屋建ての建物で、実際に平屋建ての建物を作っているのですが、インタビューをしますと、将来は2階建てにしたいということをおっしゃるとか、明らかに2階建てを意識した鉄筋の入れ方をしているとか、そういうものがありまして、本来、1階建ての仕様で作られているものだと思われますので、大使館の方のほうには、これはフォローアップが必要なのではないかということで指摘をしております。

また、逆に1階建ての建物があるところに2階を建てるという案件のケースがありまして、この場合、1階を、工事が始まったところがもろいということに後で気づいて、それを全て取り壊して2階建ての建物を別途作ったという案件もありました。

こんなことで、建設についてはちょっとした着目点があるかと思います。

資材供与につきましては、1件において、残念ながら医療機材で壊れて、機材が既に使われなくなっている。2台供与したものが2台とも使えない状態になっている案件がありまして、これについても大使館のほうでフォローをされるということをお聞きしております。

実際に、草の根の住民に裨益しているのかという視点で見ますと、13案件のうち10件については、途中のものもありますので、将来的にこのまま形成されていけば明らかに裨益するであろうと思われます。

その他の3件についてですが、少し紹介させていただきますと、1つは透析センターの案件です。透析センターの建物を建てて、透析の機材が別の企業のほうから入るという案件なのですが、人工透析自体が非常に希少な医療状況ですので、10台入れたことが貧しい人の裨益に直接つながるのかというのは非常に疑問ですので、逆に貧しい人の裨益につながるような介入が重要なのではないかということを一応メンションしております。

もう一件は、私立の学校の校舎建設案件です。確かにきれいな校舎ができているのですが、現在のところは貧しい人たちにも開放しているということでありますが、そういった私立が、建物が良くなっていくことで貧しい人の裨益も継続するのかというのは、これは意図的にそういった方向に動かないと難しいのではないかということを感じた次第です

もう一つ、これはその次の草の根の住民の参加についてのところに含めて書いているのですが、これは浄水装置の設置案件で、これは継続中の案件なのですが、この案件がうまく裨益するには、これはNGOが仲介して行っておりますが、住民組織をしっかり形成していくことが重要になりますし、住民参加、当事者としての参加が非常に重要になります。特にこの地域は水がないわけではなくて、川の水はそこで流れておりますので、質の良い水をちゃんとお金を出して購入していくという動機づけをしっかりしないと、安全ではないけれども、とりあえずある水に貧しい人たちが流れていく危険もございます。

こういったことをしっかり、NGOの方が住民参加の手法の中でソフト・コンポーネントとして取り組んでいただきたいという希望があり、御当人、団体の方にはそういうふうに助言をいたしましたが、残念なことにこの案件の場合、このソフト・コンポーネント費用が

うまく計上されておりませんでした。このあたりは恐らく、大使館の側からソフト・コンポーネントの計上ができるということと、計上する代わりにしっかりそういったソフト・コンポーネントに外部者としてのNGOが取り組める環境を作っていくところが、せっかく作っておりますソフト・コンポーネントがうまく生きていくためには、活用されていくためには非常に重要なのではないかなという印象を強く受けた案件でした。

簡単ですが、以上で報告を終わらせていただきます。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

白幡様、永岡様、詳細な御報告、どうもありがとうございました。

お二人の今の報告を受けまして、外務省サイドから国際協力局開発協力総括課の宮下課長、お願いいたします。

○宮下（外務省　国際協力局　開発協力総括課　課長）

開発協力総括課長の宮下でございます。当課は、草の根無償の担当をさせていただいておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、AMDA社会開発機構の皆様、また、アフリカ地域開発市民の会の皆様、非常にタイトで、忙しいスケジュールの中、現地まで行っていただき、さまざまな貴重な御提言を賜りましたことにまず御礼申し上げたいと思います。

私ども、どうしても東京の観点からいろいろ制度を運営しているものでございまして、やはりこうした現地の声を聞いて、いろいろと具体的な御提言を細かい観点からいただくと非常にありがたいと思っております、まさに皆様方のお力を借りて、使いやすい形に制度を改善していくためにこの制度を始めたものでございますので、今回いただいた御提言も何らかの形で制度の改善につなげていきたいと思っております。

それで、いただいた御提言について幾つか私のほうからお答えさせていただきます。

まず、ミャンマーでいただきました、案件の実施目的を明確化するとの御提言。確かに請訓表に、目的自体は一応、案件概要というところに何となく書いてはいるのですが、確かにプロジェクトの目的という項目は確かになく、ご指摘のように、こうしたものを意識づけしていくことは大事ではないかと私どもも思います。

今までは、なるべく案件概要の中に意識して書くようにという形で指導・指示をしていたのですけれども、そうした項目を作ることも含めて検討していきたいと思いますし、上位目標という形であれば国別援助方針とかそうしたものがあります。その中の重点分野とか、そうしたものがありますので、その中のどこに位置づけられることをプロジェクトを作る人が意識すれば確かにもう少し意識づけができて、より効率的、より建設的な案件形成に結びつくと思いますので、こうしたことも含めて考えていきたいと思っております。

2番目にいただきました、多様なステークホルダーとの連携を促進するということでございますけれども、今までいただいた提言をまとめた昨年度のフォローアップの中にも幾つかそうした観点から意見を書かせていただいております。例えば私ども、現地のNGOとの意見交換というものを、このスキームでいただいた御提言を踏まえて昨年度から開始してお

りまして、昨年度はたしかタジキスタンを1回やってみて、比較的、現地の反応もよくて、現地のNGOの人からもいろいろな反応を得たので、そうしたことを含めて、今年以降もこれは続けていきたいと思っております。また、わざわざそうした機会を設けなくても非公式に、例えばいろいろなネットワークを使って、いろいろ現地の援助関係者の方々にそうしたお話をいただきたいと思っております。

次にいただいた、裨益効果の持続性と波及効果を高める等の観点でも申し上げますと、やはりベストプラクティスの共有とか情報の共有というものは非常に大事だと思うのです。先ほどの現地のNGOの方々との協議会みたいなものをセットアップしてやるのも一つ大事ですけれども、昨年いただいた御提言をまとめたフォローアップの中にもありましたが、ホームページに案件を載せるというのがありまして、これも徐々にですけれどもやり始めておりまして、例えばそうした大使館のホームページに載せられた案件を皆さんが見ていただくことによって情報の共有、類似案件の推進、ベストプラクティスの活用といったことが推進されることをぜひ期待していきたいと思いますし、皆さんのお力もぜひ借りていきたいと思っているところでございます。

それで、コンゴ共和国及びコンゴ民主共和国のほうからいただいた御指摘でございますが、特に建設について若干不十分な部分があるのではないかというところでございます。例えば、先ほどミャンマーについて非常によく体制が整備されている。それでインフラが、建築についても知見があるような職員もいるということをお褒めいただいていたのですが、多分、コンゴ民主共和国においては残念ながらそこまで体制が恐らく整備されていないのが実態でございまして、コンゴ民主共和国ではミャンマーと比べるとなかなか案件を実施していくのは難しいという点がございます。

ただ、それに甘えていては我々もいけませんので、大使館としてしっかりフォローアップやモニタリングを強化して、ミャンマーのように非常に効率的にできるかは疑問があるかもしれませんが、御指摘いただいたような案件については我々としてもフォローアップ、モニタリングをより強化していきたいと思います。また、案件を作る段階で、請訓表を作る前の段階でローカルパートナーとの対話を強化することにより、案件を作る段階からきちんとしたものを作っていく努力を深めていきたいと思っております。

草の根の住民の方への裨益効果という観点からも御指摘いただきまして、13件中10件ぐらいはよい。それで、残りの3件ぐらいが若干疑義がある。1つについては壊れていたといった御指摘をいただきました。これも案件を形成していく段階からそうした点には配慮していかなければいけないと思いますし、特に次のソフト・コンポーネントの案件もそうですが、やはり案件を作っていく現地の大使館の担当者、あとは草の根の職員の方々に我々のほうからそうしたモチベーション、動機づけを行っていくことは非常に大事だと思います。

昨年いただいた御提言の中でも同様のご指摘をいただきまして、例えば在外公館に赴任する前の草の根無償の担当官には本省でしっかり研修を行ってはおりますが、ソフト・コン

ポーネントの強化の必要性についてはまだまだ外務省の中でも大使館の中でも認知度が必ずしも高いとまでは言えないと思います。

仮に、担当がこうした情報を有していればソフト・コンポーネントを組み込んで、住民のエンパワーメントと合わせた形でハードとソフトの両立ができたと思います。そうしたことを含めても、やはり本省において在外公館における草の根無償の担当官への出発前の研修を強化していきたいと思いますし、大使館、全在外公館の草の根無償担当官や経済協力班長にも、こうしたいい事例、指摘を共有して、いただいた御提言が生かされるようにしていきたいと思っております。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

宮下課長、ありがとうございました。

時間が押していますけれども、NGO側から御発言がありましたら。

お名前と所属をお願いします。

●筒井（シェア・ザ・プラネット　代表理事）

シェア・ザ・プラネットの筒井と申します。このGGPフォローアップが始まった経緯をもう一度思い出しておきたいということで発言させていただきます。

まず、このフォローアップを始めたのは、現地のNGOから駐在している日本人のほうに使い勝手が悪いということをよく言われるところが始まりであったと思います。それは何かといいますと、公示・公募がいつやっているかわからないとか、公平に選定されているかどうかがよくわからないという使い勝手の悪さにあったのかなと思うのです。

それで、今日あるいはこれまで報告いただいている点は、スキームをどう改善していくか。これは一つ大きな目的であると思うのですが、それとあわせて、現地の市民社会、どういう市民社会がこのスキームを使っているのかとか、使わなかった、あるいは日本の大使館に行かずにEUのほうに行ったとか、他の国のほうに行ったというところがなぜ、日本のところは使い勝手が悪かったのかという検証は、本来は必要なのかなという気が私はします。ですから、その使い勝手とか公平性という部分は、今の調査報告の流れで言いますと、ちょっと検証できていないのかなという気がいたします。

それで、このフォローアップのための、これを今後どうしましょうかという議論を3回ほど、去年、一昨年から続けておりますけれども、最終的にこれがどこに落ちついたのかというのが今、思い出せないのですが、これを今後どういうふうに進めていくのか、改めて少し議論が必要になってくるのかなという印象を持ちました。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、宮下課長、お願いいたします。

○宮下（外務省　開発協力総括課長）

このプログラムは5年目であると思いますけれども、5年分のいただいた知見・教訓を踏まえて、一昨年から1年ぐらいかけて、いかに教訓をフォローアップしていくかということ

をNGOの皆様との間でまとめたものを報告させていただいております。

それで例えばソフト・コンポーネントの活用とか、より規模の大きい案件を別案件として2年続けて応募することが可能になったこと、ホームページにいろいろな案件を載せることによってベストプラクティスを共有していくこと、さらには、現地語化も進めていくというように幾つかの点では使い勝手の悪さを少しずつ克服していると考えております。

ただ、依然として、今日いろいろいただいたような御提言のように、使い勝手の悪い面もまだあると思いますし、案件選択の説明責任についても、選択されなかった案件には、理由を付して返答するという試みを始めていますから、少しずつ改善されていると思いますが、100点をとれるには、時間がかかると思います。前回のフォローアップをまとめた結果を検証していきたいと思っております。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

よろしいでしょうか。

御発言いただいた皆様、どうもありがとうございます。本件は引き続き協働という形で、NGOの皆様の御知見を賜りつつ、外務省でもより良いスキームの推進といいますか、実施に向けて頑張っていきたいと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

皆さん、それではよろしければ、協議事項のほうに移らせていただきます。

「NGOとODAの連携に関する中期計画フォローアップ」ということでございまして、お手元にNGO側からいただいております議題の提案書の後ろに「NGOとODAの連携に関する中期計画　平成27年6月-平成28年6月の進捗報告」というペーパーをお配りさせていただいております。

議題提案書のほうに一般管理費の関係、そして、NGOの皆様の活動に関する安全管理の話等々がございますけれども、段取りといたしましては、この過去1年間、我々、昨年度の全体会議でこの中期計画を共同で発表させていただいたわけですが、その後の取り組み、どこまで成果が上がってきていて、進捗しているのかというところを別紙の進捗報告という形でまとめさせていただいております。ただし、これは現時点ではドラフトという位置づけで整理をしておりまして、今後、もうちょっと時間をかけてNGO・外務省双方で、連携推進委員会の準備に携わるメンバー間で詰めの作業を行って、それでまた正式に皆様の御意見を伺いながら発表という形にしていきたいというステータスのものという御理解のもと、今日は意見交換をさせていただければと思います。

最初に、外務省側から見た、この1年、どういう成果があったかというところを話させていただいて、その後、NGO側からそれに対するインターベンションをいただくという中で、中には安全管理という話もございます。これは冒頭、山田局長のほうからございました、国際協力事業の関係者の安全対策会議のプロセスもございますので、国際協力局の中で中心的に対応いただいている政策課の中村課長も今日は出席しておりますので、とりあえず、「成果」をまずやった後、安全管理で、その後に一般管理費の拡充ということで、これも先月の全体会議で外務省側から発表させていただきましたけれども、もうちょっと詳しく

御説明をさせていただく機会をいただければと思っております。

ですから、まず成果についての現状認識の共有。そして、安全管理、一般管理費の拡充。こういう流れで意見交換できればと思います。よろしいでしょうか。

（首肯する者あり）

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、関室長、どうぞよろしくお願いいたします。

○関（外務省　国際協力局　民間援助連携室　室長）

外務省民間援助連携室長の関でございます。

昨年6月に、このNGOとODAの連携に関する中期計画が発表されまして、今年の、今回の連携推進委員会までほぼ1年かかって、どういう進捗があったかということでございますけれども、お手元にあります進捗報告はドラフトということでございますが、この中にあって、外務省として大きな進捗、成果として特に評価している点について、この資料に基づきながら御説明させていただければと思います。

中期計画の中では、ここの1から10と書いてございますとおり、この10の個別の項目がございます。

その中に「1　ODA政策策定における協働」ということがございます。昨年はこの1年、ポツの上から1つずつでありますけれども、特に国連におきまして「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されましたが、その過程におきまして、その策定に向けたNGOと政府の意見交換の場であります「ポスト2015に関する意見交換会」が合計3回開催されて、そこでのNGOの皆様に御提案いただきましたような御意見等のインプットが交渉の場でも活用されて、政府とNGOの連携がより一層進み、2030アジェンダの推進の核となるパートナーシップが再確認できたということを高く評価しております。

2つ目のポツにございます、このNGO・外務省定期協議会の機会を一層積極的に活用しまして、具体的には新しい国際保健政策、安保理決議1325号行動計画、また、シリアにおける難民支援等についてのNGOと外務省との間の意見交換も行いました。また、外務省からは、この定期協議会の場を使いまして「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、G7伊勢志摩サミット、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、それから、WAW!2015、世界人道サミット等の国際会議に関する報告も行わせていただきました。

そして、今年に入りまして、G7伊勢志摩サミットに関しましては、NGOが主催されました「Civil G7対話」におきまして、NGOとシェルパとの対話も実施しました。また、外務省との意見交換の場を随時設けまして、様々な場面においてNGOと外務省との連携が図られました。また、今年5月にトルコで行われました世界人道サミットにおきましても、準備段階から、外務省とNGOとの間で意見交換を行い、また、サミット当日にもNGO主催のイベントに外務省からも参加させていただき、議論に貢献するなど協働が行われました。

このように、今年はいろいろと、この1年の間には国際会議がたくさんございましたけれ

ども、その中でNGOの皆様と事前に意見交換を行い、また、最終的な文書等の中にもそれが反映されたということを高く評価しております。

「2　N連、草の根技術協力における協働」でございます。この項は昨年の全体会議の時にもNGO側から、この中期計画におけるNGOとしての優先事項として、一般管理費の拡充を指摘いただきました。これに関しましては外務省としても最大限の努力を払いまして、今回の進捗報告の中でも御報告できるように、一般管理費をN連、それから、ジャパン・プラットフォームの事業におきましても、N連は拡充し、ジャパン・プラットフォーム事業におきましては初めて今回から一般管理費を導入いたしました。これらの措置は平成28年7月から導入されることになっております。

それから、草の根技術協力事業に関しましては、NGO-JICA協議会等の協議を経て、平成27年度に制度を見直し、草の根協力支援型・草の根パートナー型の統合、それから、小規模金額枠を設置されて、その結果、草の根支援型における新規の参入団体が、応募数が前年比2.5倍、採択数も前年比3.3倍、草の根パートナー型においても、直近の2年間の支出実績が1億円以下の中小規模の団体が前年比2.5倍になるなど、草の根技術協力事業の参加団体の裾野が拡大したということも高く評価しております。

「3　ODA本体業務へのNGO参画促進」。これも、平成27年度のNGO-JICA協議会のもとにNGO・JICA関係者で構成するタスクフォースが設置されて、本体業務における連携強化・促進をテーマに協議が行われてきております。

「4　企業とNGOの連携」でございます。平成27年5月にJICA本部で実施されました、ODAを活用した企業海外展開セミナー「民間企業とNGO/NPOの連携促進」を開催し、そのことにつきまして、昨年度の第1回連携推進委員会においてJICAとNGOの皆様で、共同で報告をしていただきました。

それから、今年ですが、JANICが共同事務局を担う「NGOと企業の連携推進ネットワーク」が定例会を開催し、世界人道サミットに向けて外務省との共催でHumanitarian Innovation Forumを東北学院大学で開催し、企業とNGOの連携をテーマとするシンポジウムやセミナー等がこれまで以上に数多く開催されてきております。

「5　政策提言・ネットワークNGOとの連携」でございますけれども、特に今年8月に開催されます第6回アフリカ開発会議、TICAD VIに向けて、外務省と市民ネットワーク for TICADとの間で数回の意見交換会が持たれ、日本のアフリカ政策に関する提言や、TICADへの市民社会の参加に関する調整が行われております。本年3月にジブチで開催されましたTICAD VI高級実務者会合及び6月にガンビアで開催されたTICAD VI閣僚級準備会合には、日本のNGOがアフリカのNGOとともに参加、積極的な提言活動を行いました。この2015年度においては、これらのNGOの取り組みは、外務省NGO研究会を積極的に活用する形で行われたということを高く評価しております。

それから、G7伊勢志摩サミットに向けて、保健分野を中心にNGOによる積極的な政策提言が行われました。その主張の一部は首脳宣言及び「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」

にも取り入れられております。

「6　国際機関に関する協働」でございますけれども、昨年12月に外務省主催で、国際機関と実施契約となった経験のあるNGO団体との間で、今後、日本のNGOが国際機関と連携していくために何が必要かについて意見交換を行いました。今後、フォローアップをしていく必要がございます。

その他、7の広報、8の人材交流等も進展がございます。

「8　人材交流」でございますが、外務省内での国際協力局で実施する開発協力セミナー、またはこれから大使館に経済担当として赴任する職員に対しての省内研修におきましても、JANIC、NGOの関係者による講義も実施いたしました。

「9　安全対策を巡る協議」でございますけれども、これは外務省が昨年、この中期計画の中では優先的な課題として指摘させていただいた点ですが、これは日本NGO連携無償資金協力事業及びJPF事業に携わるNGO団体及び外務省は、現地におけるNGO駐在員と大使館の間でより一層緊密な連携をとるようにするなど、緊急時の連絡体制整備に努めました。また、NGO側では、みずからの安全対策向上のためのセミナーを行い、外務省もこれに参加させていただき、安全対策についてのNGOとの意見交換を行って参りました。この動きはNGO側が主体となって、安全対策の基準策定やトレーニングなど、さらに拡充・深化する予定と承知しております。

このように、この1年ではありましたけれども、進展があったことをいろいろ喜ばしく思っております。

以上です。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

関室長、ありがとうございました。

これを受けて、NGO側から御発言を御自由に。

今西さん、お願いします。

●今西（国際協力NGOセンター　連携推進委員）

JANIC、国際協力NGOセンターからの連携推進委員であります今西です。所属はワールド・ビジョン・ジャパンでございます。

関室長、それぞれの項目において、これまでの進捗状況について発表いただき、ありがとうございました。NGO側としても、今回のこの中期計画については、昨年6月の発表に至るまでに、1年半ぐらいだったと思いますけれども、1年以上かけて作ったもので、非常にこれからの外務省・NGOとの連携において重要なもので、これを基礎として連携・協働を進めていきたいと思っております。その上で、5年間のうちの1年間が終わったというところで、この振り返りの時を持てることを本当に感謝したいと思っております。

NGO側としては、項目がたくさんありますので、優先課題を設けてやっていってはどうかということを昨年の連携推進委員会の時からお願いしていたと記憶しております。その中で、全て項目をやるわけにはいきませんけれども、NGO側として、まず優先課題として設け

ていたのは「2　N連、草の根技術協力における協働」の部分で、先ほど関室長からも今回の成果として御報告いただきました、管理費の拡充の部分であったと思います。NGO側を代表して、今回の拡充については御尽力いただいたことに改めて感謝の意を表したいと思っております。これによって、N連あるいはJPF等の公的資金による事業を実施する団体にとっては非常に大きな助けになるのではないかと思っております。

こういうふうに言いますと、NGO側はまだまだ十分、欲が深いと言われるかもしれませんけれども、この点においては、欧米のODAのこういった部分でのNGOへのサポートと比べるとまだまだであるという認識は恐らくNGO側の皆さんは持っておられると思います。もちろん、一朝一夕にすぐにというわけにはいきませんが、引き続きNGOの活動への御理解を賜りながら、この5年間のスキームの中で、よりいい形での今後の検討をさせていただければありがたいと考えております。

もう一点、優先課題として挙げていたと思いますのは、ODA本体事業へのNGO参画の促進であったと思います。これについても、言及されましたように、特にNGO-JICA協議会のもとで特別にタスクフォースが作られ、検討されていることは非常に大きなステップであったと考えております。

ただ、これからが一番大きなところで、具体的な案件が形成され、そして、実際にNGOがそれに参画し、その事業を実施していく事例がこれからどんどん出ていくということが大切であると思っておりますので、その実現に向けて、今年度も検討や具体的なNGO、個別のNGOとJICAの関係者の皆さん、在外事務所も含めて、行われると思っておりますので、その点につきましても今後、ぜひ格別の御支援・サポートをいただければと思っております。

それから、ここには具体的な課題という言葉や、あるいは検討中という言葉のものが幾つかございました。また、連携中期計画の中に具体的な項目として挙げられているのですけれども、残念ながら過去1年間において、ここにとりたてて挙げるような動きがなかったものも幾つかあるというふうに認識しております。私からはとりたてて個別には挙げませんけれども、また今後、これからの協働の中で一つ一つ相談させていただきながら進めていければなと思っておりますので、今後の御協力・御理解を賜ればありがたいと思っております。

ここに他のNGOの皆さんもおりますので、後でまたいろいろな個別のコメントや御意見等はあると思いますので、そちらのほうに細かい点についてはお譲りしたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございます。

今のところまでで双方、何かコメントはございますでしょうか。

今回の中期計画フォローアップの中の外務省サイドとして、優先的にということで安全対策を取り上げさせていただきました。先ほど関室長からもございましたとおり、双方においてこれを改善していく、向上させていくという取り組みがなされていると思います。

この機会に、国際協力事業安全対策会議のプロセスが今、進んでいるところでございますので、政策課の中村課長から一言お願いいたします。

○中村（外務省　国際協力局　政策課　課長）

中村でございます。お手元に色刷りの、国際協力事業安全対策会議の立ち上げという1枚の紙がございます。

ちょうど第2回目の会合を昨日、ここでやりまして、JANICの谷山さん、JPFの橋本さんにも来ていただきまして、いろいろお話を伺ったところでございます。

ダッカの事件でもって、JICAのプロジェクトに従事する方が亡くなったりおけがをされたわけでございます。私ども、テロに屈するということは国としてそれはやるべきではない。したがって、バングラデシュも含めて援助をしっかり、これからも続けていくということではあるのですが、それもこれも、やはり安全対策だけはしっかりやらないといかぬということでございまして、それで、このような会議を外務大臣のもとに立ち上げたわけでございます。

これは、今回の1年間の進捗報告の、そういう意味で言いますと、時期的には外に出るものですから、また来年のこの場でお話しできるようなこともあるかと思いますが、援助関係ということでいきますと、うんと狭くとるとJICAの直接の契約関係にある方々だけということもそれはあるのですけれども、私どもはそういうことではなくて、同じフィールドにおいて同士としていろいろな形で、個々の事業の中身とか直接の目的は異なれど、同じ途上国の発展と人道状況の改善のためにおのおののフロントで努力している仲間たち同士の安全は、やはり同じ仲間同士、そこは考えないといけないなという精神でもって、この会議をやろうと思っています。

紙の細かいところには立ち入りませんが、8月上旬に1回、中間報告を出した上で8月の、TICADがちょうど月末にございますので、それより前の段階において、こういうことでやっていきたいという、政府としての方針というものを打ち出すように頑張って作業をしたいと思っているわけです。

その間においても、昨日も谷山さんや橋本さんからもお伺いをしたわけですけれども、その他、諮問委員会ということでJPFの大西さんにも出ていただきますし、その他、NGOの皆様方から、自分も意見が言いたいのだということでもし何かインプットいただけるようなことがあれば、形式は問いませんので、随時御連絡いただいて御意見を頂戴することも私どもは大歓迎でございますので、皆様方のフィールドの声というものをまずはきちんと私たちで理解をして作業をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

これを受けて、NGO側から御意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

●定松（国際協力NGOセンター　事務局長）

国際協力NGOセンター、JANICの定松です。中村課長、どうもありがとうございました。

冒頭、安全対策については山田局長からも御発言がございましたけれども、この機会を捉えて、先般のダッカ事件で犠牲になった皆さんに対する御冥福を祈りたいと思います。NGOとODAあるいはコンサルタントといった立場の違いはございますが、今回犠牲になられた皆さんは国際協力に取り組む同士である、仲間であると私どもも考えていますので、そのような方たちがああいった形で犠牲になられたということは大変残念に思いますし、御冥福をお祈りしたいと思います。

その上で、そのダッカ事件を受けて、現在、国際協力事業安全対策会議が立ち上げられたということで、既に議論は開始されておりまして、昨日、NGOのほうからも2名参加して、意見を述べております。これから私が申し上げることは、昨日、特にJANICの理事長という形で参加した谷山のほうから既に外務省の皆さんにはお伝えしていることかとは思うのですが、多くこちらにいるNGOの皆さんはその場にはいらっしゃいませんでしたので、改めて、どのような形の、基本的なスタンスということでのNGOの発言があったかということを、この場を借りて御説明をしたいと思います。

大きく3つに分けてお話をしたいと思うのですが、1つは、NGOにとっての緊急人道支援を行うスペースの確保というものは、政府機関による支援あるいは軍というものとは基本、異なるものであるということを申し上げたいと思います。それが一番明確な形で出ているのは、恐らく赤十字です。ジュネーブ条約によって中立性というものが法律的にも保証されていて、紛争当事者からの攻撃を受けないという確約のもとで、武力紛争の地帯でも緊急人道支援活動が行われています。

もちろん、私たち一般のNGOは赤十字のようにジュネーブ条約で保護されているわけではありませんけれども、紛争当事者に働きかけて自分たちの中立性ということをアピールすることによって、あるいは紛争に加担しない、どちらの側にもつかないということでの中立性をアピールすることによって、そういった紛争地帯においても緊急人道支援を行うスペースを尊重するようにという働きかけをやっていくことは、実際に紛争が起こっている現場において、単体としてのNGOというよりもNGOコミュニティー全体としてさまざまな働きかけをして行っているものです。ですので、そういった形でのスタンスを持ってやっているのがNGOの人道スペースの確保であるということを、これは一種の安全対策にもなるのですけれども、そのことをまずは御理解をいただきたいと思います。これが1点目です。

2点目ですけれども、現状の、これはダッカでの今回の事件が発生する前からですが、NGO側の理解としては現在、NGO連携無償あるいはジャパン・プラットフォーム、それから、JICAの草の根技術協力事業もそうですけれども、これらの活動を実施しているNGOに対しては日本政府の安全管理基準に従うことになっていますが、現状では一般渡航者と同じ形での基準が適用されているということで、結果的に、今、言いましたようなスピリットのもとで緊急人道支援を行っていきたいということを希望しているNGOにとっては、それがなかなか実現しにくい形での制約が課せられていると感じております。ですので、そこをどういう

ふうに解決していくかということを、安全管理対策をとりつつも、そのことは引き続き考えていきたいと思っています。

その関係において、現在、NGOのほうでは自主的な取り組みとして、みずからの安全対策、安全管理の技術。これはソフト面、ハード面、両方含まれますけれども、そういったものを向上させていくためのワーキンググループが立ち上がって、実際に取り組みをしております。このことについては、先ほどの関室長の報告の中でもそういった取り組みはNGOにおいてなされているということのリコグニションはありましたが、そういった取り組みをしているところを評価していただいて、NGOが緊急人道支援のスペースを確保できるような形での安全管理基準あるいは渡航基準の適用というものについて御検討いただければと思います。以上が2点目です。

3点目ですが、これはもっと、ある意味、広い意味での安全対策に関しての考え方ということになると思いますが、当然、いわゆる安全対策というところの議論あるいは工夫、向上の努力は必要であると思いますけれども、日本人をターゲットとする、リスクが高まっている要因。これまでは、今回よく報道でも出ていますが、日本人であるということをアピールすることで、ある意味、ターゲットにされなくて済んできたという状況が過去にはあったと思うのですが、今回はそうなっていない。

それはなぜなのか。そのことが、例えば外交政策とか援助政策とか、そういったことの関連において発生している可能性もあるのではないか。そういったことも含めて検証すべきではないか。ポイントとしては、安全対策と同時に、日本人のリスク軽減のための包括的な取り組みということを考えていく必要があるのではないかと思います。

以上、安全対策に関するNGO側からの基本的なスタンスとして、恐らく昨日、NGO側からは既に申し上げていると思いますが、この会場、連携推進委員会の席上においても改めて申し上げさせていただきました。

ありがとうございます。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

定松事務局長、どうもありがとうございます。

中村課長、お願いいたします。

○中村（外務省　政策課長）

定松さん、NGO側の考え方について、改めて整理され、明確な形で御説明をいただきまして、誠にありがとうございました。

こういうやりとりは、私ども、非常に重要であると思っております。もちろん、様々な論点において、立脚する立場が違うことによって、いろいろ意見が違うこともあるでしょう。ただ、やはり皆様方がやっておられる支援が非常に大事なものであるということ。それで私ども、手法や個々の立場は違えど、同じ目的のもとにやっているところがあるということは私どもも十分認識をしてやって参りたいと思っています。

それから、今後のこの安全対策の指針について、私どもが策定していく過程においても、

今、まさに整理しておっしゃっていただいたことをよく私どもも頭に置きながら考えなければならないということを今一度、私も認識を新たにしましたので、これからしっかりとお話をさせていただきたいと思っています。

ありがとうございます。

●定松（国際協力NGOセンター　事務局長）

ありがとうございました。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

中村課長、定松事務局長、どうもありがとうございました。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

どうぞ。

●筒井（シェア・ザ・プラネット　代表理事）

シェア・ザ・プラネットの筒井です。

本当に東京で、この場でこういうODAの実施機関が安全対策を共同で作っていくのは非常に重要なことだと思いますけれども、一方で在外の事務所、JICA、大使館、あるいはNGOの駐在員等々で、その国々によって安全対策をするテーマが、テロなのか、戦争なのか、それとも、交通事故なのかという、いろいろあるかと思うのです。あるいは泥棒が多いとか、そういう、それぞれの国々の事情によって、また個別に策定されていくという筋道になるのかなと考えるのですけれども、その辺の動きみたいなものを外務省が音頭をとって、在外のほうでもこういうものを作っていく動きはあるのでしょうか。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

中村課長、お願いいたします。

○中村（外務省　政策課長）

御質問ありがとうございます。

今後策定していく安全対策の指針の中身について、今、この場でなかなかこういう方向になるということを確言することは難しいということはございますが、その上で申し上げまして、まさに安全を確保するために必要なことは、ベーシックなことがまずはあり、それに加えて、それぞれの任地における様々な事情を勘案した上で、現場主義で物事を考えていかなければならないということはまさに御指摘のとおりでございます。

したがって今後も、今までも御案内のとおり、在外公館やJICAの現地の事務所といったところがパブリックセクターのサイドでは中心になりながら現場でいろいろな意見交換をさせていただいたとは思いますけれども、今後益々そういう、申し上げたような現場主義というものの体現をするためにも、皆様方との対話を現地においてもやはり強化していくことはとても必要なことであると思っております。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、冒頭に私のほうから言及させていただきました、全体会議で外務省サイドか

ら発表させていただきました一般管理費の拡充につきまして、もう少し詳細な、どういうふうに変わったのかというところを関室長から説明させていただきます。

関室長、お願いいたします。

○関（外務省　民間援助連携長）

外務省の民間援助連携室の関でございます。N連事業及びジャパン・プラットフォーム事業の一般管理費の拡充・導入について御説明させていただきます。

外務省が開発協力や緊急人道支援の分野でNGOの皆様を重要なパートナーとして位置づけて、NGOの事業に資金協力を行い、NGOの能力向上に取り組むなど、NGOの活動を支援させていただいていることは御承知のとおりでございます。

それで今般、一般管理費の拡充をしたわけですけれども、日本のNGOの皆様が今後さらにN連、JPF事業のみならず、例えば国際機関の事業実施パートナーとして、さらに活動の場を広げていくためにも、欧米のNGOに比べて脆弱と言われています組織力とか財政基盤の強化、具体的には広報、ファンドレイジングを通じた民間寄附金の集金力の向上、人員体制の増強、専門性の向上が不可欠と考えております。そのNGOの皆様の組織力、財政基盤が強化されて、活動の場が広げられるということは、日本の支援のビジビリティーの拡大・確保にもつながると考えております。それで、今般の一般管理費の拡充がその一助になることを期待しております。

これまでもN連事業の中で、国際協力における重点課題、案件に認められていた一般管理費に関しましては、これまでの母体となっていた5%の母数の部分を拡充するとともに、ジャパン・プラットフォームに加盟されているNGOによる事業についても、これまでは一般管理費は助成されていなかったのですが、新たに導入することとなりました。この新制度のもとでは、事業経費のうちの、これまでは直接事業費であったものを、現地事業費の5%までを一般管理費として計上することを認めるものです。それでN連については、これまで重点課題事業について、直接事業費の5%を一般管理費として計上可能だったものを、その上の大項目である「現地事業経費の5%」とベースを拡大いたします。

他方で、一般管理費の使い道、使途につきましても、これまで通り、外部監査によるチェックをかけ、それから、使途の適正性を担保していく必要がございます。その観点から、これまでは一般管理費というものは当該事業には使えないことになっていましたが、NGOの皆様から強い要望がありました当該支援事業の実施に伴う法定福利費に関しては、当該事業であっても認めることにいたしました。それで、完了報告時には一般管理費の使途一覧についても新たに報告をお願いする予定にしております。

このN連における一般管理費の拡充に伴いまして、N連事業全体の、N連事業を実施していただける団体の方々に、この一般管理費の導入が一番大きな変更点でございますけれども、新制度についての説明会を今月の27日に外務省で行うことにしております。具体的な細かな、技術的な詳細な説明は、その場でさせていただければと思っております。外務省のホームページでも、この27日の御案内をさせていただいておりますし、皆様にも既に御案内

が行っていると思いますけれども、まだ行っていない団体等がございましたらば、外務省からも御連絡させていただきたいと思いますし、皆様からもお伝えいただければと思います。

以上です。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

ありがとうございました。

これを受けて、NGO側から御意見がありましたら。

定松さん、どうぞ。

●定松（国際協力NGOセンター　事務局長）

関室長、御説明どうもありがとうございました。

まず、既に連携推進委員の今西委員のほうからも今回の一般管理費の拡充に関しての感謝の意は表明されていますけれども、改めまして私からも感謝の意を表したいと思います。

その上で、この管理費の問題というものが、少なくともNGO側の視点から見た時に、なぜ重要なのかということについて改めて御説明をして、今回の外務省さんの措置で十分なのか、あるいはそれ以上のものが必要なのかということの議論の、ある意味、たたき台にしたいと思います。

NGO側にとって、今、課題になっているのは、いかにいわゆる無指定という形で私たちがいただいている一般の会費、あるいは無指定の寄附。こういった貴重な無指定の寄附をどうすれば、事業の経費ではなくて、NGOの組織の強化。例えばファンドレイジングのための投資とか、あるいは職員の研修費とか、そういったものに充当できるか。要するに会費、無指定寄附というものは団体を信用して自由に使っていいという形で合意して、寄附者が出してくれているお金なのです。こういうものは非常に少ないです。これだけ国際協力に関心を持つ層が増えてきたとはいえ、大抵はこの事業に使ってくださいと、私の寄附するお金は皆さんたちのお給料ではなくて、子供たちの教育費に充ててくださいという事業指定という形で寄附されるものが非常に多いという、これはある意味、寄附者の立場に立てばわからないことではないのです。ただ、そういう傾向はある中で、自由に使っていいと託されているお金を、いかにNGO自体の組織強化あるいは基盤強化に使えるような状態に持っていけるかということが課題です。

それを考えた時に、現状、N連、JPF、JICA草の根技協、いずれもそうなのですが、現状、我々がどういうふうに見ているかといいますと、もちろん、いろいろ様々な形で御支援をいただいています。今回のことも含めて、その支援の対象になるものは広がってきているのですが、残念ながら、まだ事業にかかるコストを全部、100%リカバーできていないので、リカバーできていないところを、今、申し上げました会費、一般寄附で充てなければいけない。そうしますと、ただでさえ少ない、そういった我々の自由に使えるお金が事業経費のほうに充てられてしまって、自分たちのファンドレイジングとか人材強化のための資金が手元に残らない。そういう状況が構造的にある。これをどういうふうに変えていったら

いいかということが課題になっています。

それで、欧米と日本、欧米もいろいろなパターンがあるので、もうちょっと厳密に言ったほうがいいと思うのですが、アメリカ、イギリス、北欧、こういった国のいわゆるバイラテラルドナーによって行われるNGO支援における間接費の考え方というものは、事業費を100%出した上にさらにプラスして、そういった広報とか組織基盤強化のために使えるお金という形で一定のパーセントをかけて支援しているというやり方になっています。ですから、そういう実態と比べるとまだまだ、やはり開きがあるのではないかというのがNGO側の理解です。

ですので、もちろん、一足飛びにそこまで行かないということはあるのですが、今、私が御説明したような、欧米のドナーのように100%の経費プラス、アドオンして、NGOの組織強化のための費用まで出すというところまでなかなかいかないかもしれませんが、せめて100%のコストはN連、それから、JICA草の根技協、JPF、全部そうですけれども、リカバーできるようなところまで持っていっていただけないかということは非常に我々としては重要な課題であると思っています。

そうすることによって、私たちが一般の寄附者から、あるいは会員からいただいているお金を私たちの組織自体の強化、それはよりよい国際協力活動をやり、ひいては外務省さん、あるいはJICAから、NGOがより力のある、実力のあるパートナーであるというふうに見られるために必要な投資に回していくことができるわけですが、そのための体制をどういうふうに作っていくかということがやはり我々としては課題意識であると思っていますので、この場を借りまして、もう一度、何のために、この管理費の話をしているかということを改めて、この場で御説明させていただきました。

ありがとうございます。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

定松事務局長、どうもありがとうございます。

では、関室長、お願いいたします。

○関（外務省　民間援助連携室長）

御説明ありがとうございました。

皆様の御要望については承知しております。それで今般の拡充ですけれども、皆様の御要望に添うような形で一足飛びにというのはちょっと難しいところでございます。それで今回、拡充させていただいた中で、今回の制度変更のまずはインパクトというものもよく精査させていただいて、それをもって次の交渉で、財務省にも持っていければと思っておりますので、引き続き皆様の御協力の程よろしくお願いいたします。

以上です。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございます。

今、フォローアップ、この協議事項全体で何か、もうちょっとお時間がございますけれ

ども、コメント等がございましたら。

お願いします。

●稲場（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会　代表）

GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会のほうから出ております稲場と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうは、この3ページ目にあります「5　政策提言・ネットワークNGOとの連携」というところなのですが、こちらはもともとの文章としてはといいますか、NGO側としてインプットした中身で、いわゆる政策提言・ネットワークNGOとの連携の部分で、この政策提言やネットワークということに関して非常に積極的に活用されているNGO活動環境整備支援事業の現状の課題、特に本年度、予算が減額になってしまったことに関して、最初のほうに文章がもともと書かれていたかと思います。

こちらのNGO活動環境整備支援事業、特に政策提言・ネットワークという意味合いに関しましては、このNGO研究会というスキームが対応されておるわけですけれども、この点に関しましてはこういったスキームを作っていただいて、御支援をいただいて、大変感謝をしておるところなのですが、これをやはり何とか増額し、なおかつ戦略的に活用するというところが必要であろうと思うのです。

冒頭にこの書きぶりがあったほうが、もちろん、この5ページ目の戦略的協働のための予算のところにはNGO活動環境整備支援事業の増額のための努力と協働が必要であるということは書かれておるのですが、特にこの政策提言・ネットワークNGOとの連携の部分でそこのところを、ある種、前倒しして記述していただいたほうが整合性がとれるのではないかなと思います。

この5番の書きぶりの最初のところが、政策提言の要素を含むN連案件のモデルケースの形成というものがいきなり出てくるので、ちょっと読みづらい部分もあるのかなと思いますので、この点に関して、ここで活動環境整備支援事業についての増額と戦略的活用が政策提言・ネットワークNGOとの連携を進める上で非常に重要であるというところを冒頭で書いていただいたほうがいいのかなと感じております。

これを補強するために、このTICADに関する事例、特にこれはNGO研究会が非常に役に立ったということ及び、このユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関する政策提言に関しても、こちらのNGO研究会の成果を活用するということができているという、その補強として具体例を盛り込ませていただいたところもございますので、その点でこの5番の冒頭のところにおいては、特にNGO活動環境整備支援事業を増額し、戦略的に活用することが大事であるという記述をいま一度書いていただけるとありがたいかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

稲場さん、どうもありがとうございます。

その他、コメントはございますでしょうか。

関室長、お願いいたします。

○関（外務省　民間援助連携室長）

今の稲場さんの御意見、ありがとうございました。

今回、これはドラフトということなので、もう一度、これは今後、また議論させていただければと思っております。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございました。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

今西さん、どうぞ。

●今西（国際協力NGOセンター　連携推進委員）

JANICから出ています、連携推進委員の今西です。

1点だけ、これは文言の問題かもしれませんけれども、ちょっと誤解があるかもしれないので、一言ピックアップしていきたいと思うのです。

最後の「10　戦略的協働のための予算」というものがありまして、ここのところでNGO活動環境整備支援事業予算について言及されていますが、ここで予算の増額のための努力と協働が外務省とNGO、双方に求められているというふうに書いておりまして、確かに今年度予算に比べると我々、今、増額するためにいろいろお話をさせていただいているのですけれども、この背景にあるのは昨年度に比べると大幅に減額されているという事実があります。

これだけ見ますと、もともとあったものを増額して、もちろん、NGO側としてはNGO活動環境整備支援事業は非常に重要であると考えておりますので、増額していただくのは非常にありがたい話ですけれども、ここにある増額というものは一旦、かなり減額されたものを復活させるといいますか、復活よりはさらに上に行っていただけるとありがたいのですが、この文章だけですと、単に現状フラットなものを増額するというふうに誤解されるといけないと思いますので、そこだけは私、一言言及させていただきたいと思いましたので、発言させていただきました。

よろしくお願いします。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございました。

関室長、お願いいたします。

○関（外務省　民間援助連携室長）

今西さん、ありがとうございました。民間援助連携室の関でございます。

この背景はもちろん、そうでございます。それで、全体会議の時にも申し上げたのですけれども、このNGO活動環境整備支援事業予算というものが、このNGO研究会も含め、幾つかの複数のスキームから成っております。その中には執行率の低さから、適切な予算執行の観点で予算配分が見直しとなってしまった点も否めないところがございますので、この

中期計画での文言は別としても、今後の予算、有効活用とか効率的な執行におきましては、引き続き皆様の御協力もぜひともよろしくお願いしたいというところでございます。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございます。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

定松さん、どうぞ。

●定松（国際協力NGOセンター　事務局長）

今、関室長から予算執行の点についての御指摘がありました。この点については、既にNGOの側でも情報共有いたしまして、予算執行率を改善すべく努めております。

それから、せっかくの機会ですので、このNGO活動環境整備支援事業が昨年減額されたことに対して、これを復活もしくは増額に転じるために、今、NGO側と外務省側でどのような作業を進めようとしているかということについて、若干この場で今日御出席の皆さんにも情報共有したいと思います。

1つ、予算執行率と並んで予算減額の一つ背景になったものとして、その効果です。裨益効果が一体、どの程度のものがあったのかということについて、予算当局を説得するだけの客観的な材料が必要であるということがあると思います。ですので、そのことを受けまして、現在、連携推進委員会では外務省側の委員、NGO側の委員、双方でといいますか、まずは少なくともNGO側のほうから材料を出す必要があるということで、NGO研究会、NGO相談員、NGOインターン・プログラム、NGO海外スタディ・プログラム、その他、NGO事業補助金。こういったNGO活動環境整備支援事業を構成している各スキームにつきまして、過去の案件を振り返って、どのようなインパクトがあったかということをヒアリングしております。

その結果をもとに、どういうふうに、この非常に大切なNGO活動環境整備支援事業の予算を守っていけるか。それから、さらに増額というふうに反転させることができるかということを引き続き外務省さんと一緒に取り組んでいきたいと思っています。既にそのような動きが始まっているということを、この場で共有させていただきます。

ありがとうございます。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

ありがとうございました。

他に御意見はありますでしょうか。

どうぞ。

●稲場（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会　代表）

何度も申しわけございません。

1ページ目にサミットにおける協力というところが書かれておりまして、私どももこの「Civil G7対話」に関しましてはかなりいろいろと外務省様もお骨折りいただいて、資金等もさまざまな形で御協力をいただいて、大変感謝をしておるところであります。

また、国際メディアセンター及びNGOワーキングスペースにおけるさまざまな活動に関し

ましても、最終的にいろいろな許認可等に関してNGO側の意向を尊重していただいて、いろいろとこちらとしてもメディアに対するアプローチはかなり積極的にできたということに関しても大変感謝をしておるところであります。

1点ありますのは、NGO側のほうからこちらの文章について検討する際に記述をさせていただいた、いわゆるNGOワーキングスペース問題というものがございまして、ご存知かと思いますが、NGOワーキングスペースに関して、いわゆるメディアの方々に対する情報提供というところに関して、もともとこういった、このワーキングスペースについての情報が全く記載をされていなかったという問題がございました。

これに関しまして、私どもNGO側としてかなり綿密な議論をNGOの中でやった結果として、こちらのこの問題に関してのみならず、NGOと政府のG7に関する取り組みに関して、全体としてもう一度きちんと評価をして、その上で、G7というものは7年に1回必ず来ますので、その点でより良いあり方を目指そうということで、こちらとしても要請書を出させていただいて、外務省様とも一度、内部的な議論をさせていただいたこともあったかと思います。

この点に関して、書きぶりについてはいろいろあるかと思うのですけれども、より良い連携のあり方を追求していく必要があるというところを残していただけると大変ありがたいかなと思っております。

そういうところで、1点つけ加えさせていただきました。ありがとうございます。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

ありがとうございました。

他に御意見はありますでしょうか。

では、意見がないようでしたら、今西さんより閉会の挨拶を。

●今西（国際協力NGOセンター　連携推進委員）

JANICからの連携推進委員の今西でございます。

本日は、平成28年度の第1回連携推進委員会ということで、様々な議題について御議論いただきましてありがとうございました。

議題の数はそれほど多くはなかったのですけれども、非常に中身の濃い議論ができたのではないかと思います。特に1番目の報告事項にありました「草の根・人間の安全保障無償資金協力」につきましては、今回の2団体における活動報告のみならず、今後の、これからのGGPについてのあり方についても示唆に富んだ議論であったかと思いますので、今後、引き続きNGO側、外務省側、ともにこれを本当に現地の支援が必要な人に資するプログラムとしてよりよいものにしていくために、また議論を進めていければ幸いに思っております。

連携推進委員会として、これは先ほど議論の中でもありましたように、長い年月を経て実際に調査を実施しているところでありますので、これをどのような形でさらに良いものにしていくかというのは我々、この連携推進委員会にも課せられた使命であると考えております。

また、協議事項として、1年経ちましたNGOとODAの連携の中期計画について、そのフォロ

ーアップとして1年間の成果、そして、その課題についても活発な議論、成果の確認と今後の課題についての議論が行われたと考えております。1年が経ったところで、さらにこれをいかに加速していくかということが双方に課せられた課題であると思っておりますので、特に今、私、個人的に思い出すのは、1年前か、もう少し前だったかもしれませんけれども、前民間援助連携室長の江原さんが、NGOさんがこれを推進していきたいと言った時に、その覚悟がおありですかというふうに言われたことを私はいつも思い出しておりまして、それに対しては何でしたか。日本語をまた忘れてしまいました。

●山崎（名古屋NGOセンター　副理事長）

受けて立つ、ですか。

●今西（国際協力NGOセンター　連携推進委員）

そういうふうにも言われたのですが、待っていましたではなくて、いずれにしてもそういうことです。NGO側にとっては、これはぜひ推進していきたいと思いまして、NGO側も、双方にしっかり汗をかいてくださいという意味合いのことをおっしゃられたことを思っておりまして、NGO側も決して汗をかくことを避けているわけではなくて、逆に一緒に、さらに汗をかいて、ここに中期計画に掲げられた目標を一つ一つクリアにしていって、5年後には私たち良くやって、本当に連携が進みましたねという形にしていきたいと考えております。

いろいろお互いに課題もあり、あるいはお互いでは解決できない第三者のように我々がなかなかコントロールできないものもあると思いますけれども、知恵を出し合って今後も進めていければと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。今年度の連携推進委員会についても、これから非常に活発な議論の中で解決策を見出していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は本当にいろいろな、さまざまな熱い議論をありがとうございました。これで第1回の連携推進委員会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

ありがとうございました。

○北川（外務省　民間援助連携室　首席事務官）

外務省、局長、大使、特にございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、今日の、またフォローアップもございますので、暑い日が続きますけれども、また涼しいころになりましたらということも言っていられないぐらい、我々は集まらないといけないのですが、引き続き、フォローアップしていきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。